

市役所の仕事に、民間の力を！

指定管理者制度について

市はこれまで、公共施設の管理に「指定管理者制度」を導入するための準備を進めてきました。今回は、指定管理者制度に関するこれまでの経過と、今後の公共施設の方向性についてお知らせします。

民間事業者の知識や経験を生かして

市が運営する文化施設やスポーツ施設、福祉施設などの公共施設は、これまで市が直接管理するか、関連団体に委託して管理をしてきました。

しかし、平成十五年六月に地方自治法が改正され、これからは民間事業者やNPO法人なども、公共施設の管理を行うことができるようになりました。これが「指定管理者制度」という新しい制度です。

これにより、「民間にできることは民間に」という基本的な立場に立ち、民間事業者の活力を公共サービス分野に導入することを推進していきます。

指定管理者の選定

指定管理者の選定は、「富士市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づ

いて行われます。

なお、最終的に指定管理者になるためには、その公正さを保つため、市民の代表である市議会の議決が必要になります。

【指定管理者制度により期待される効果】

施設のサービスが向上
民間事業者の知識や経験（事業の企画や実施、施設や設備の維持など）を活用することで、利用者の要望に対応した事業の実施と、サービスの向上が期待できます。

施設運営の効率化とコストの削減
民間事業者が持つ独自の物品調達や、多様な人材確保などのすぐれた経営能力により、施設運営の効率化やコストの削減が期待できます。

新たな発想の活用

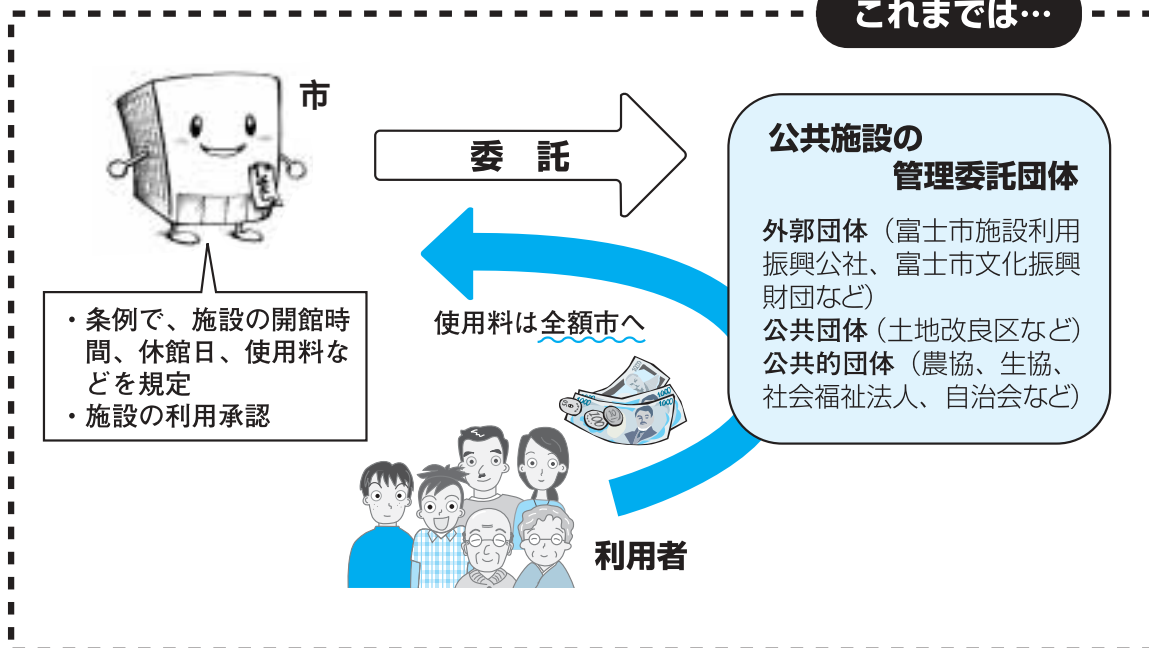
民間事業者の新たな発想（事業計画）による事業展開が行われ、施設の利用促進が期待できます。





市役所の仕事に、民間の力を！
～指定管理者制度について～

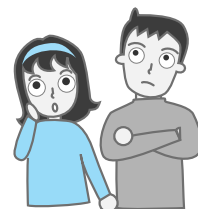
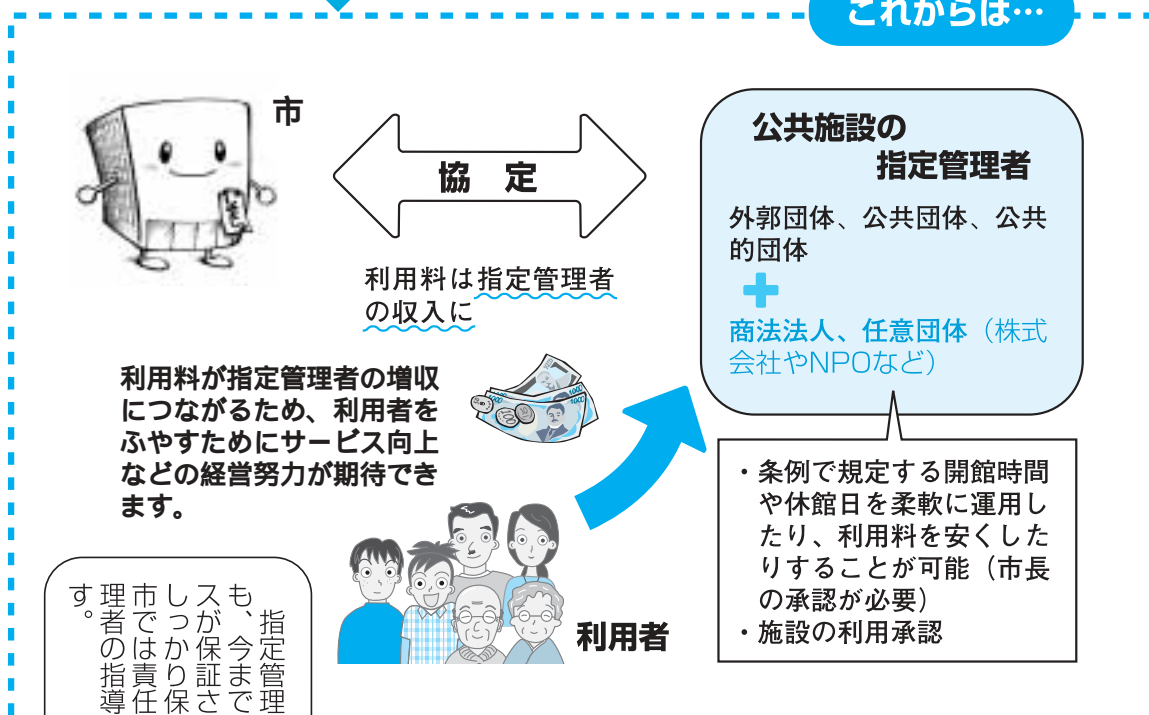
これまでは…



？
指定管理者制度を導入すると、
一体何が変わるの？

指定管理者制度の導入

これからは…



指定管理者制度の導入後も、今までと同様のサービスが保証され、個人情報もしっかり保護されるよう、市では責任をもって指定管理者の指導を行っていきま



指定管理者制度では、「使用料」が「利用料」になります。

指定管理者制度の対象施設

指定管理者制度を導入できる公共施設は、道路や学校などのように個別の法律で施設管理者が定められているものを除いて、すべてが対象になります。

市で指定管理者制度を導入できる公共施設は、表1のとおりです。

表1 指定管理者制度の対象となる公共施設一覧

福祉・医療施設	保育園、社会福祉センター、救急医療センターなど	37か所
環境衛生施設	環境クリーンセンター、クリーンセンターききょう、斎場、森林墓園	4か所
商工労政施設	ラ・ホール富士、高齢者就業センター、ステーションプラザFUJI、公設地方卸売市場	4か所
公園施設	中央公園、広見公園、岩本山公園など	140か所
スポーツ施設	富士総合運動公園、富士マリンプール、体育館など	16か所
教育文化施設	公民館、ロゼシアター、博物館、図書館、少年自然の家など	35か所
その他の施設	市営住宅、市営駐車場、自転車駐輪場、市民活動センターなど	42か所
合 計		278か所

指定管理者制度に移行する施設

指定管理者制度に移行する施設は三十一施設あります(表2)。

今後、これらの施設の管理を移行する団体を対象に、指定管理者審査委員会において、指定管理者としての適格性を審査していきます。その後、十一月の議会で指定の議決を予定しています。

指定管理者制度による管理は、平成十八年四月からの実施を予定。なお、十月二十三日にオープンする市民活動センターは、十月から指定管理者により管理されています。

表2 指定管理者制度に移行する施設

福祉施設	社会福祉センター(4か所)、ひかりの丘、そびな通勤寮
医療施設	救急医療センター
保育施設	わかくさ保育園
労政施設	ラ・ホール富士
スポーツ施設	富士総合運動公園(野球場など8か所)、富士マリンプール、市立富士体育館(富士柔剣道場、卓球場含む)、東球場、厚原スポーツ公園、富士川緑地
文化施設	ロゼシアター
駐車施設	市営駐車場(6か所)



市民活動センタースタッフ

太田 眞弓 さん(中央)
佐野 智恵子 さん(左)
佐野 純子 さん(右)

利用者の立場に立ち

温かいサービスを提供します

市民活動センターの管理は、NPO法人コミュニティシンクタンクふじと、富士コミュニティエフエム放送株式会社との共同事業体で行っています。市内で最初の指定管理者であり、わからないことも多いですが、常に勉強しながら事業を進めています。指定管理者は、利用者の立場に立つて物事を考えることが大切だと感じています。公共施設に対しては、多くの人が安心感を持っていきます。その安心感を継続し、営利目的ではない温かい市民サービスを提供することが必要だと思います。

市民活動センターは、市民の皆さんの交流の場、活発な議論をする場、行動する気持ちを起こす場として、広い年齢層や、さまざまな目的をもった人たちが集まる場所にしたいと思っています。まだ課題も多いですが、行政と協力して、多くの皆さんに利用していただける施設を目指していきたいと思えます。



市役所の仕事に、民間の力を！
～指定管理者制度について～



月曜日の開館を要望していた
岡本 哲明 さん(右・久沢)
荻澤 章男 さん(左・久沢)

今まで以上に活用していきたい

理容・美容院の仕事をしているため、私たちの定休日は月曜日です。ですから、月曜日が休館のラ・ホール富士を、今までは

あまり活用することができませんでした。仕事関係の会合や研修会などで、ラ・ホール富士を使うことはありますが、ほとんどが夜の利用です。同業の仲間には女性が多く、会合のたびに夜出てくるのは大変だと思えます。ですから、月曜日の開館が実現し、昼間も利用できるようになるのは、本当にありがたいですね。また、さまざまな講座や教室など、今まで、やりたくてもできなかったことができるようになるのはうれしいです。図書館や博物館など、月曜日が休館の公共施設はまだ多いですね。今後、これらの施設でも、月曜日の開館が実現することを期待しています。

今回紹介した施設以外で、現在市が直接管理している施設についても、行政改革を推進する立場から、指定管理者制度への移行を検討しています。

今後、具体的な方向性が決まり次第、皆さんにお知らせしていきます。



問い合わせ 行政経営課

☎55-2719 FAX 53-6669

施設の休館日と利用料金変更のお知らせ(平成十八年四月より)

ラ・ホール富士

これまで、毎週月曜日が休館日でしたが、平成十八年四月からは、年末年始(十二月二十九日～一月三日)を除き、年中無休になります。利用の三か月前から予約可能。

☎五三―四三〇〇 FAX五三―二〇四〇



ロゼシアター

これまで、毎月第一・第三月曜日が休館日でしたが、平成十八年四月からは、臨時休館と年末年始(十二月二十九日～一月三日)を除いて年中無休になります。また、茶室の利用料金も、これまでに比べて金額が大幅に安くなります(表3)。ホールと展示室は利用の一年前から、会議室などは半年前から予約可能。

☎六〇―二五一一
FAX六〇―二五〇五

表3 ロゼシアター茶室の利用料金

区分	現在	変更後()	
午前 (9:00～12:00)	5,250円	部屋のみ	1,575円
		部屋と茶道具	4,575円
午後 (13:00～16:30)	7,875円	部屋のみ	2,415円
		部屋と茶道具	5,415円
夜間 (17:30～22:00)	1万500円	部屋のみ	3,150円
		部屋と茶道具	6,150円

平成18年4月1日利用分より適用されます
(10月1日から受付可)

